

す 広報 おう 大島



～私たちの たのしい すみたい いきたい島～

2 月号

2022 (令和4) 年
No.209

山口県オリジナル柑橘
「せとみ」の収穫はじまる



周防大島町汚水処理施設整備構想（案）に関する意見を募集します

公共下水道、漁業集落排水、農業集落排水、合併浄化槽などの家庭や事業所から発生する汚水処理する施設を「汚水処理施設」と呼んでいます。

周防大島町では公共下水道などの集合処理や合併浄化槽の個別処理により汚水処理整備を進めており、令和2年度末の普及率は64・8%に達しています。

現行の周防大島町汚水処理施設整備構想は、平成28年に策定されたものです。策定から5年が経過し、少子高齢化による人口減少や本町の財政状況など、汚水処理施設の整備構想を取り巻く状況が変化していることから、このたび本構想の見直しを行いました。そこで、見直しを行った内容を公表し、皆さまからご意見を広く募集し、構想策定の参考にさせていただきます。皆さまのご意見を待ちしています。

■公表する資料

「周防大島町汚水処理施設整備構想（案）」

■資料の閲覧方法

- (1)町ホームページ
- (2)文書閲覧

各総合支所および下水道課

■閲覧および募集期間

2月15日(火)～3月7日(月)まで

■意見を提出できる方

- (1)町内に在住している方
- (2)町内に事務所または事業所を有する個人・法人・団体に勤務する方
- (3)町内の事業所または事業所に勤務する方
- (4)町内の学校に在学する方
- (5)その他この事業に直接利害関係のある方

■意見の提出方法

3月7日(月)午後5時必着で、郵送、FAX、電子メールアドレスは直接お届けください。

※意見書の様式は任意ですが、住所、氏名、連絡先を必ず記入してください。(住所、氏名、連絡先が公表されることはありません)

れることはありません。

※口頭や電話での受付は行いません。

■提出いただいた意見の公表

提出していただいたご意見は、内容ごとに整理し、町の考え方を付して、最終的に決定された構想とあわせて、ホームページ上で取りまとめ公表します。したがって、個々のご意見に対し、直接または個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

なお、賛否のみを記した意見、本件に内容が合致しない意見、住所や氏名等が記入されていない意見などは公表しません。

■提出先・問い合わせ

〒742-2301
周防大島町久賀4799-1
下水道課 下水道班

☎0820(79)1014
☎0820(79)1013
✉gesuidou@town.suo-oshima.lg.jp

お済みになりましたか？ 軽自動車などの廃車や名義変更は4月1日までに

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。4月1日までに廃車された方は令和4年度の軽自動車税は課税されません。軽自動車などを売ったり、譲ったり、廃棄されたりした方は必ず所定の手続きをしてください。また、転出や転入をした方も早めに住所変更手続きを済ませてください。

軽自動車などについての各種手続きは、販売店または所定の窓口へお願いします。

なお、各種町税の納付には便利な口座振替をご利用ください。

種別	窓口
原動機付自転車（125cc以下）、 小型特殊自動車	周防大島町役場 各総合支所・出張所
軽自動車2輪（125cc超～250cc以下）、 2輪の小型自動車（250cc超）	山口運輸支局 ☎050(5540)2073
3輪・4輪軽自動車	軽自動車検査協会山口事務所（コールセンター） ☎050(3816)3085



◎軽自動車税減免申請の手続きについて

令和3年度に減免該当された方は「更新」対象者として、3月中に減免継続のための確認通知書を送付しますので、内容を確認のうえ、期限までに手続きをしてください。

■問い合わせ
税務課 課税第1班
☎0820(74)1008

福祉タクシー、はり・きゆう等施術費の助成申請の受付を始めます

令和4年4月以降、「福祉タクシー」、「はり・きゆう等施術費」の助成制度を利用する場合は手続きが必要です。
4月以降も引き続き利用を希望する方、また、これから利用をしようとする方は、利用申請書を提出してください。（現在ご使用中の福祉タクシー券、はり・きゆう等施術料金割引証は4月以降利用できなくなります）

福祉タクシー利用の助成

高齢者または障害者の社会参加の促進や通院等に利用していただき、健康の増進を図ることを目的に、町内タクシーの利用料の一部（基本料金）を助成する制度です。

■利用対象者

身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1～3級をお持ちの方および満80歳以上の方

■交付枚数

・人工透析患者……年間48枚
・身体障害者等……年間24枚
・満80歳以上……年間12枚

■内容

町内のタクシー業者を利用した場合に限り、基本料金を助成します。

はり・きゆう等施術費の助成

老後の生活と心身の安定を図り、健康の増進に寄与することを目的に、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゆうの施術費の一部を助成する制度です。

■利用対象者

満65歳以上の方

■交付枚数

最大で年間48枚（1カ月4枚）

■内容

町の指定する施術所で、はり・きゆう等の施術を受けた場合に、1回につき、1術の場合に700円、併術の場合に800円を助成します。

■有効期限

4月1日～令和5年3月31日

■申請手続き

- 持参するもの
 - ・身体障害者手帳
 - ・療育手帳
 - ・精神障害者保健福祉手帳
 - ・印鑑

○場所

福祉課または各総合支所・出張所

○持参するもの

- ・印鑑

※4月からの利用をご希望の方は、3月15日(火)までに申請してください。

■問い合わせ

福祉課 民生福祉班

☎0820(77)5505



家畜飼養者の皆さまへ

～全ての反芻獣・豚・馬・家禽は～
1頭、1羽からの報告が義務化されています

近年の全国各地での豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえて、家畜伝染病の発生予防やまん延防止のため、家畜や家禽の所有者は、毎年1回、飼養している頭羽数および飼養衛生管理の状況について報告が必要となっています。

対象となる家畜および家禽の所有者は、報告をお願いします。

なお、小規模飼養者は家畜の種類と頭羽数のみの報告となります。

○小規模飼養者とは

- ・牛、水牛、馬…1頭
- ・羊、山羊、鹿、豚、いのしし…5頭以下
- ・鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、あいがも…99羽以下
- ・だちよう…9羽以下

■報告期限 3月4日(金)

■提出先

農林課または各総合支所・出張所

■問い合わせ

※報告様式については、農林課にお問い合わせください。（農林水産省のホームページ「飼養衛生管理基準について」定期報告書の様式（令和4年））からもダウンロードできます

■問い合わせ

町農林課

☎0820(79)1002

・東部家畜保健衛生所

☎0820(22)2416



一定以上の所得のある方（75歳以上の方等）の医療費の窓口負担割合が変わります

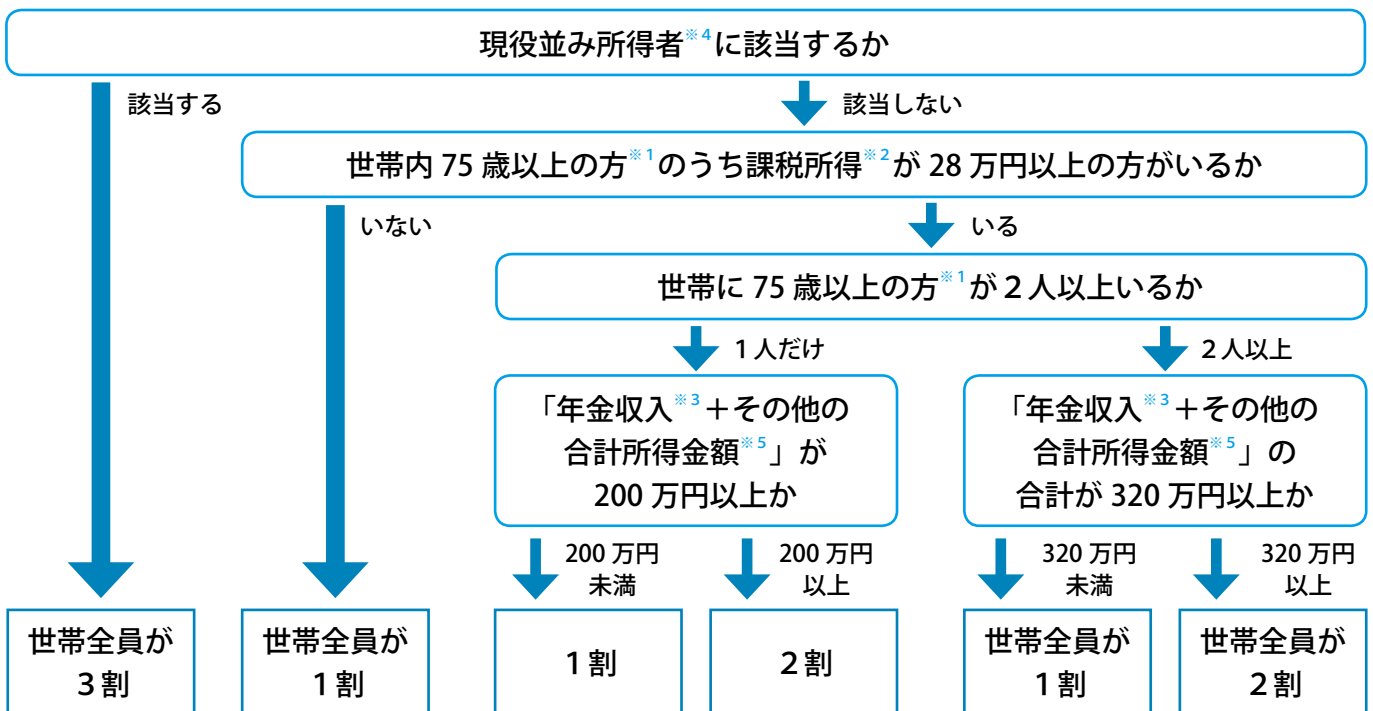
■問い合わせ
健康増進課 医療保険班
☎ 0820 (73) 5502

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方（75歳以上の方等）は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。また、後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代（子や孫）の負担（支援金）となっており、今後も拡大していく見通しとなっていることから見直しが行われました。

▼窓口負担割合2割の対象となるかどうかは主に次の流れで判定します

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方^{※1}の課税所得^{※2}や年金収入^{※3}をもとに、世帯単位で判定します。



- ※1 75歳以上の方…後期高齢者医療の被保険者。(65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)
- ※2 課税所得…住民税納税通知書の「課税標準」の額。(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)
- ※3 年金収入…年金収入には遺族年金・障害年金は含みません。
- ※4 現役並み所得者…課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
- ※5 その他の合計所得金額…事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額。

▼窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

- 令和4年10月1日の施行後3年間までは、2割負担となる方について、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます。(入院の医療費は対象外)
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。口座の登録がない方には、法律の施行時期に申請書を郵送します。

▼ご注意ください！

厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。不審な電話があったときは、警察署または消費生活センターにお問い合わせください。

特定公共賃貸住宅 および 町営住宅等の入居者募集

1. 特定公共賃貸住宅

■各住宅の募集戸数

地区	住宅	戸数
東和	折井住宅	1戸
	伊保田東住宅	3戸
	沖家室住宅	1戸
橘	おれんじヒルズ	6戸

■入居資格

- ・入居しようとする方全員（申込家族）の控除後の所得の合計額が月額で15万8千円以上48万7千円以下
- ・自ら居住するための住宅を必要としている人（特定公共賃貸住宅入居者および持ち家のある方は、入居申し込みはできません）

- ・原則成人している方
- ・地方税完納者
- ・公営住宅家賃完納者
- ・申込者または同居しようとする親族が暴力団員でないこと

※単身入居可

※連帯保証人が1人必要になります。（町営住宅入居者不可）
保証人の極度額は入居時の家賃の6カ月分となります。
高齢者等の方で、保証人の確保が困難な場合は免除

できる場合がありますので、お問い合わせください。

※敷金（基本家賃の3カ月分）の納付が必要になります。

※犬・猫等のペットを飼うことは禁止されています。

2. 町営住宅等

■各住宅の募集戸数

地区	住宅	戸数
久賀	八幡住宅	8戸
	八幡住宅（高齢者専用）	1戸
	西ヶ原住宅	6戸
	向津原上住宅	5戸
	向津原下住宅	9戸
大島	蔵本住宅	5戸
	五反田住宅	4戸
	第二中塚住宅	6戸
	小方住宅	2戸
	小田住宅	3戸
東和	伊保田住宅	2戸
	伊保田一般住宅（単身者用）	1戸
	西方住宅	3戸
	平野住宅	2戸
	外入住宅	2戸
橘	日良居住宅	2戸
	和戸住宅	1戸
	西浦一般住宅（単身者用）	3戸
	栄住宅	16戸
	おれんじヒルズ	1戸

■入居資格

- ・入居しようとする方全員（申込家族）の控除後の所得の合計額が月額で15万8千円以下（ただし、高齢者・障害者等の世帯は21万4千円以下）
- ・同居しようとする親族がある人（単身者用の住宅に単身入居する場合を除く）

・現に住宅に困窮していることが明らかな人（町営住宅入居者、持ち家のある方は、入居申し込みはできません）

- ・原則成人している方
- ・地方税完納者
- ・申込者または同居しようとする親族が暴力団員でないこと

※単身入居可の住宅は広さに制限があります。

※障害者の方は単身でも申し込みできます。ただし、日常生活（歩行、自炊および食事、着脱衣、入浴、排泄等）に支障がある方は、入居申し込みはできません。

※連帯保証人が1人必要になります。（町営住宅入居者不可）
保証人の極度額は入居時の家賃の6カ月分となります。
高齢者等の方で、保証人の確保が困難な場合は免除

できる場合がありますので、お問い合わせください。

※敷金（家賃の3カ月分）の納付が必要になります。

※犬・猫等のペットを飼うことは禁止されています。

3. 申込期間・選考方法等（特定公共賃貸住宅・町営住宅等に共通）

■申込期間 2月15日(火)～28日(月)

■選考方法 応募者多数の場合は、公開抽選により決定します。なお、申込締切日までに応募のない住宅については、申込締切後6週間に限り先着順で申し込みの受付を行います。

■家賃 入居者全員の所得に応じて算出します。

■入居 入居可能日以降（※請書等必要書類が揃い次第順次入居可能日を決定します）

※申込方法などの詳しいことはお問い合わせください。
応募要項および申込書等は生活衛生課、各総合支所・出張所にてお渡しします。また、町ホームページからもダウンロードできます。特定公共賃貸住宅と町営住宅等では、申し込みの際に提出する書類が異なりますのでご注意ください

■問い合わせ 生活衛生課 公営住宅班

☎ 0820 (79) 1010

しつちよる? やつちよる? 健康づくり!

「ちよび塩」でおいしく運動・活動で元気に! No. 107

健康増進課健康づくり班 ☎ 73・5504

大変なときほど

いいことを探そう

立春を迎え、いよいよ春の到来です。禅寺では、立春早朝に「立春大吉」と書かれた厄除けの札を張り出し、1年の無病息災を願うとか。コロナはもちろんですが、災いや病はそれだけではありませんよね。春とともに、明るい気持ちで日々を過ごせるといいですね。

気の持ちようで免疫力アップ

まん延防止等重点措置が適用され、生活面だけでなく精神的にも制限がかかっています。そんなか? 長引く自粛生活の中で、不安や恐怖、怒りや悲しみ、落ち込み、パニックなど、マイナスの感情が多くなり、それが持続することで免疫力も下がってきます。「病は気から」ではありませんが、①気の変化・心理的なストレスを強く感じる↓②微細な物質の

変化・体を守るための免疫である「ナチュラルキラー細胞」

の働きが弱まる↓③細胞の変化・炎症が起こる↓④組織・

臓器の変化・アレルギー症状

や血糖値の上昇等、臓器に影響を及ぼし病気を引き起こす

ことが科学的にも証明されています。逆を言えば、気分が

落ち込まないように気を付けていけば病気になるにくいとい

えます。これを利用しない手はないと思いませんか?

自分の中にある不安とつきあう方法

外出しないからと言って、

ただならぬ過ごすことはおススメできません。コロナ前の日

常の習慣をできるだけ続け、

家事や仕事など自分の役割を

果たすことで、充実感が得られます。時には口に出して自

分をほめたり、ねぎらったり

することも心を軽くするのに役立ちます。また、深呼吸を

心がけ体を動かすことで全身

の血流が改善し、リラクセス

効果も! 免疫力を上げるビタ

ミン類やたんぱく質を十分に

摂ることもおススメです。も

う一つ、ぜひ取り入れて欲しいのが笑うこと。ストレス

を感じないで毎日を過ごすこ

とは難しいですが、あまりく

よくよせず、笑顔を心がける

ことで気持ち明るくなります。

作り笑いでも脳は騙され、

気分が良くなるといわれていますので、ぜひ挑戦してみ

てください。大変なときだから

こそ捉え方を少し変えて、い

いことを探してみませんか? 心に春風が吹くことを願っています。

【ちよび塩クイズ】

次のうち、免疫機能を高める食材はどれでしょう。

ニンジン、トマト、キャベツ、ブロッコリー、納豆

(答えは9ページに掲載)

柳井警察署だより

周防大島幹部交番 ☎ 0820 (72) 0110
柳井警察署 ☎ 0820 (23) 0110

優良運転者講習がオンラインで受講できるようになりました!

令和4年2月1日(火)から、運転免許証の更新に必要な「優良運転者講習(30分)」をスマートフォンなどで受講できるようになりました。生活スタイルに応じて、時間、場所を選ばず受講できますので、山口県総合交通センターや警察署等での受講が不要となります。

手続きの流れは、次のとおりです。

○更新はがきによる案内

「優良運転者」の方にオンラインでの受講が可能であることをお知らせします。

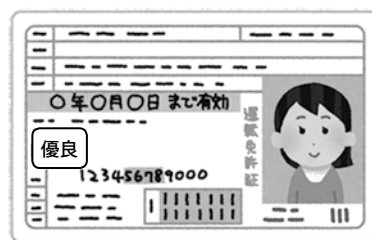
○講習動画の視聴

マイナンバーカードが必要です。

○更新手続

山口県総合交通センターや警察署等で視力検査、手数料の納付、写真撮影などを行い、更新後の運転免許証を交付します。

詳しくは、山口県警察のホームページをご確認ください。



郷土おおしま発表大会

12月14日(火)、「郷土おおしま発表大会」を開催しました。

「郷土おおしま発表大会」は、周防大島中学校、大島中学校、周防大島高校の連携3校の代表生徒たちが、「総合的な学習(探究)の時間」等で、本年度取り組んだ学習・研究の成果を発表するものです。今年は、初めての試みとして、オンラインで各校をつないでの開催となりました。

【発表タイトル】

- ・周防大島中学校
- 「私たちの郷土、周防大島」
- ・大島中学校
- 「周防大島町が元気になる10億円の使い方」
- ・周防大島高校
- 「環境コースの取り組み」
- 「地域創生科での学び」

中高生の視点から、周防大島の自然や文化、産業、暮らしなどさまざまな分野に目を向けて、周防大島の伝統行事の紹介や町の課題解決に向けた提言、周防大島が誇る「ニホンアワサング」の飼育研究、介護実習の報告など、各校ともに特色ある発表内容となりました。

生徒たちは、発表大会が終わった後の感想に「大島を良くしたい、魅力

を伝えたい！」

という共通した気持ちからの発表からも伝わった」などのコメントを書いていました。



▲郷土おおしま発表大会の様子

学びの定着診断

1月7日(金)、連携2中学校の三年生を対象に「学びの定着診断」を周防大島高校にて行いました。学びの定着診断は、中学生の継続的な学習努力を促し学習意欲を高めることや、中高一貫教育の学習成果を確認することを目的として行われています。

普段とは異なる校舎で、国語、数学、英語、社会、理科5教科のテストを実施しました。基礎的な部分から応用力が求められるものまでさまざまな問題を解くことになるため、高校入試を目前に控えた中学生にとっては良い予行練習でもあります。

年末年始を挟んだこの時期は、どうしても気が緩みがちになってしまいます。本番さながらのテストを受けることで、再び気を引き締めて、勉強に励む、良い機会にもなったことでしょうか。

ふるさと納税を通じて周防大島の魅力を発信



ふるさと納税制度とは、ふるさとに貢献したい、応援したいという思いをかたちにするため、地方公共団体に寄附した場合、2,000円を超える金額について、お住まいになっている自治体の個人住民税や所得税を一定限度まで控除するものです。

周防大島町では、誇れる、また住みたくなる「ふるさとづくり」を実現するため、ふるさと納税制度の寄附金を、産業振興、教育・文化、保健・福祉や医療、防災対策などの取組に活用しています。

ふるさと納税は、インターネットからの申し込みが一般的ですが、「ふるさとチョイス」「ふるなび」「楽天ふるさと納税」のwebサイトからご寄附いただいた皆さまに、地域の特産品を返礼品としてお届けするため、周防大島観光協会では商品の提案や発注作業などの事業に携わっています。

周防大島が誇るブランドみかん「島そだち」や名

物料理「みかん鍋」などの柑橘類の商品をはじめ、瀬戸貝やサザエにナマコなどの海産物も人気を博しています。

また、6次産業の先進地としてジャムやハチミツ、イワシのオイルサーディンやひじき、海水から丁寧に手作りした塩など、周防大島が育んだ自然素材を活かした加工品もご用命いただけます。

その他、精肉店のこだわりチャーシューやお餅に洋菓子などの地場産品に、煤竹箸や文房具などの日用品、リゾートホテルや地魚料理をご堪能いただく旅館・民宿の宿泊チケットや温泉チケットなども好評いただいています。

来年度はモノだけでなくコトも楽しんでいただけるよう、返礼品として体験メニューをご提供できればと検討中ですので、ふるさと納税を通じて周防大島の魅力を発信できるよう努めていきます。

問い合わせ 周防大島観光協会 ☎ 0820 (72) 2134

周防大島町の話題



▲誓いのことばを述べる吉水祐太さん

決意新たに

1月4日、周防大島町総合体育館にて、令和3年度成人式が開催され、新成人75人が出席しました。

新成人を代表してあいさつした吉水祐太さんは、「感謝の気持ちと周防大島町で生まれ育った誇り、そして成人としての決意を胸に、これからの人生を歩んでいく」と誓いの言葉を述べました。

今年度の成人式は、企画行事や集合写真を中止するなど式典内容を変更し、新型コロナウイルス対策をとりながら時間を短縮しての実施となりました。

災害救援物資の調達に関する協定を締結

周防大島町内で大規模な災害が発生、また町外で発生した災害の救助支援のため、国または関係都道府県から物資の調達斡旋の要請があった場合等に、物資の確保、供給を円滑に行うため、周防大島町と町内に店舗を置く株式会社ジュンテンドーは、1月26日に「災害救援物資の調達に関する協定」を締結しました。

この協定は、災害発生時、あるいは発生する恐れがある場合に、株式会社ジュンテンドーが、町が要請した生活必需品等の物資を可能な限り調達し、町の指定した場所（物流拠点）への輸送、配送を行うことで、災害時の町民生活の安定を図ることを目的としています。



▲協定を結んだ藤本町長と株式会社ジュンテンドーの田中浩司取締役総務人事部長㊟



▲マイナンバーカードを活用して、証明書の発行手続きを行う藤本町長

「すなぐるたち」導入

マイナンバーカードを活用して証明書発行手続きが可能となる「すなぐるたち」を1月28日から各総合支所で導入しました。

窓口職員が申請内容の確認を行い、マイナンバーカードから氏名や住所などの情報をタブレット端末に読み込むことで、手続きに来られた方の手書きによる負担を軽減することを目的としています。ご来庁時には、マイナンバーカードをぜひお持ちください。

このシステムは、住民票の写し等交付申請書、住民異動届（転入・転出・転居）を作成することができます。

表彰

令和3年度明るい選挙啓発作品

○ポスターの部

山口県選挙管理委員会委員長賞
光田結菜さん（大島中学校3年）



こんにちは！食推です

「私達の健康は私達の手で」を合言葉に、食を中心とした健康づくりを行っています。

推進員は年5回の研修を毎年受講しています。ほんの一部の内容ですが、特定健診やがん検診の必要性を学んだり、子どもや高齢者の食生活のあり方について理解を深めたり、時には体組成計で自身の身体を知り、ちょび塩健診では塩の摂り過ぎに驚いたり、難しい栄養価計算も教えてもらいながらチャレンジしています。また、毎回栄養士さんの考えた減塩献立で楽しい調理実習も行います。

研修を踏まえて推進員は地域で復伝会や一口推進運動を行っています。コロナ禍で活動が制限される中でも、感染状況を見ながら各地区で工夫をこらして実施しています。

私は食推に出会って10年が経ちます。「学ぶ」ことで自身のスキルアップと食生活の改善にも繋がっていきました。また、人の輪が広がったことは嬉しく、2年ものコロナ禍を経験して人とふれあう、会話する大切さを改めて感じました。

健康と食に興味のある方、ぜひ一緒に活動して仲間づくりをしてみませんか。

周防大島町食生活改善推進協議会 大島支部 星出 美智子
(☎健康増進課 健康づくり班 ☎73-5504)

安心のあるまち 防災行政無線

■戸別受信機の電池切れ

戸別受信機には停電を想定して、乾電池が入っています。

乾電池の残量が少なくなると、放送終了後に赤色の表示ランプが点滅し、「プツ、プツ、プツ」と警告音が鳴ります。

災害時の停電で避難情報を聞くことができないうえに、避難が遅れてしまった、という例が多いことから、電池切れを確実にお知らせするために赤ランプの点滅と音で知らせるようになっています。

■音を止める

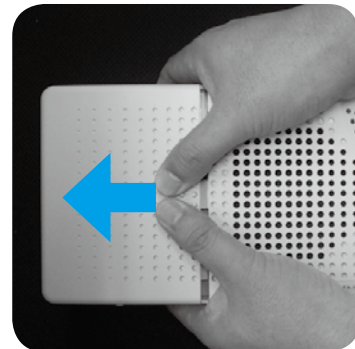
「緊急音量解除」のボタンを押すと、一時的に警告音を止めることができます。放送を受信すると再び警告音が鳴ります。



押すと一時的に音が止まります

■電池の交換方法

受信機の右側面の電源スイッチを切って、前面のふたを開けます。



▲中央の「OPEN」の部分強く押して矢印の方向へスライドさせます。

▼単2の電池（アルカリ電池推奨）が4本必要です。



電池の交換が終わったら元に戻し、コンセントなどを確認して電源スイッチを入れます。赤色のランプが消えて緑色のランプが点灯していれば電池交換の終了です。

なお、転居・転出によって設置場所に住んでいる世帯がなくなる際は戸別受信機を町へご返却ください。

新居に戸別受信機が設置されていない場合は、総合支所等に備えてある「戸別受信機貸与申請書」をご提出ください。

☎政策企画課 ☎0820(74)1007

【P6 ちょび塩クイズ答え：全て】

他にも、たんぱく質が豊富な肉や魚、卵、体を温めるショウガやニンニク等が免疫アップに効果的です。

募 集

周防大島担い手支援センター
ター臨時職員募集

周防大島担い手支援センターでは、周防大島の農業活性化に意欲のある臨時職員を募集します。採用については、書類審査、面接等により決定します。

■募集人員 若干名

■勤務場所

周防大島担い手支援センター
ター（町役場久賀庁舎内）

■職務内容

- ・就農相談、担い手確保対策事業補助
- ・就農塾の運営（ほ場での軽作業を含む）
- ・農作業ボランティアの調整
- ・農地の調整
- ・窓口での受付、電話対応その他接客業務

※パソコンの基本操作が必要です。

■任用期間等

4月1日（金）～令和5年3月31日（金）（更新する場合あり）
午前8時30分～午後5時15分（ただし、土日祝日および12月29日～1月3日を除く）

■報酬等

・月給 15万4000円

・通勤手当あり／期末手当あり

■申し込み方法

3月7日（月）までに履歴書を郵送または直接お届けください。

■申し込み・問い合わせ

〒742-2301
周防大島町久賀5134
農林課農林振興班
☎0820（79）1002

町営駐車場の使用者を募集しています

①久賀港駐車場

■場所

久賀4316・21

（久賀ふるさと館西側）

■募集区画数 10区画程度

■使用料

○大型自動車、普通自動車、軽自動車

・1時間以内 1000円

・1時間を超え5時間以内 2100円

・1日 4200円

・月ぎめ

普通自動車 3300円、
軽自動車 2730円

※年間使用の場合、1年分を

前納する場合に限って、10カ月分の使用料となります。

○自動2輪車

・1時間以内 50円

・1時間を超え5時間以内 1000円

・1日 2100円

■申し込み・問い合わせ
周防大島観光協会

☎0820（72）2134

②旧庁舎仮駐車場

■場所

久賀2667

（旧久賀町役場跡地）

■募集区画数 20区画程度

■使用料（車種関係なし）

・1時間以内 1000円

・1時間を超え5時間以内 2100円

・1日 4200円

・月ぎめ 2080円

■申し込み・問い合わせ
久賀総合支所

☎0820（79）1000

相 談

司法書士による島しょ部
一斉法律相談会（無料）

■日時

2月20日（日）

午前10時～午後4時

※予約不要（予約者優先）

※相談時間は1組1時間

■場所

久賀公民館

■相談事項

相続、遺言のこと／お年寄りの財産管理（成年後見）／空き家のこと／悪質な訪問販売、買取（悪質商法被害）／夫婦、親子関係／交通事故／不動産、会社の登記／借金のお悩み／その他、司法書士が相談を受けることができる法律問題全般

■予約・問い合わせ

日本司法書士会連合会 中国ブロック会事務局
☎082（221）5345

暮らしとこころの相談会

■日時

3月6日（日）

午前10時～午後4時

※相談料無料、要電話予約

■場所

山口県総合保健会館

（山口市吉敷下東3丁目1-1）

■内容

弁護士による相談（多重債務、労働、DV等の日常生活上の法的問題に関すること）
こころの健康相談（こころの病気や心身の不調等の健康に関すること）

■予約・問い合わせ
【弁護士による相談】

山口県弁護士会 宇部地区会

☎0836（21）7818

【こころの健康相談】

山口県精神保健福祉センター

☎083（902）2672

総合労働相談コーナーの
ご案内（無料）

山口県労働局では、労働局内および各労働基準監督署内に「総合労働相談コーナー」を設置し、労働者、事業主からの、解雇、雇止め、配置転換、賃金の引き下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせ（パワーハラスメントを含む）など労働問題に関するあらゆる分野のご相談を面接や電話でお受けしています。

■問い合わせ

〒740-0027

岩国市中津町2-15・10

岩国労働基準監督署内

岩国総合労働相談コーナー

☎0827（24）1133



お知らせ

医療費通知の送付について

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者には、健康に対する認識を深めていただくとともに、医療機関等で受診した際の請求内容に誤りがないか確認していただくために、医療費通知を送付しています。(国民健康保険は2カ月、1回の年6回発送、後期高齢者医療保険は1月と6月の年2回発送)

医療費通知は、確定申告等の医療費控除の手続きで「医療費控除の明細書」として使用することができですが、医療費の助成等があった場合は、ご自身で額を訂正して申告する必要があります。

また、診療を受けた月から3〜4カ月後(審査機関での審査を行った後)でないと送付できませんので、11月と12月診療分については申告時期に合わない場合があります。その場合、11月と12月分は医療費にかかる領収書に基づき「医療費控除の明細書」に記載することにより、医療費控除の適用を受け

ることができません。(医療費控除の明細書)の記載にかかる領収書は5年間保存する必要があります)

■問い合わせ

【医療費通知に関すること】

健康増進課 医療保険班

☎0820(73) 5502

【所得の申告に関すること】

税務課 課税第1班

☎0820(74) 1008

中学生医療費助成制度

周防大島町では、子育て支援の一環として医療費の助成制度の対象者を中学校3年生まで拡充しています。中学校に入学される方は、ちびっ子医療費助成制度から中学生医療費助成制度に変更するた

め、申請が必要になります。※8月1日以降の受給者証については、再度更新手続きが必要になります。

■申請が必要な方

今年中学校に入学される方

■受給者証有効期間

4月1日〜7月31日まで

対象になると思われる方は、福祉課または最寄りの総合支所・出張所で申請の手続きをしてください。

なお、すでに、ちびっ子医療費助成制度を受給されている方には申請書類を送付していませんので、手続きがお済みでない方は今月中に手続きをしてください。

■手続きに必要なもの

印鑑、受給対象者の健康保険証

■問い合わせ

福祉課 民生福祉班

☎0820(77) 5505

犬を飼われる方へ

■犬を飼い始めたら

生後91日以上の犬を飼い始めた方は、町へ登録をしてください。(登録には手数料3000円が必要です)

※迷い犬を防ぐためにも、首輪に鑑札、狂犬病予防注射済票を付けましょう。

■登録内容に変更があるとき

①犬が死んだ場合

町へ死亡届を提出してください。

②町内に犬が転入した場合

前の自治体で交付された「犬の鑑札」や「狂犬病予防注射済票」、「狂犬病予防注射の案内はがき」を持参して、町で手続きをしてください。

③町外へ犬が転出した場合
転出先自治体の犬を担当する課に「犬の鑑札」などを提出して手続きをしてください。

④飼い主が変わった場合や住所変更した場合など

町で変更の手続きをしてください。

■狂犬病予防注射について

生後91日以上の犬は、毎年1回の「狂犬病予防注射」が義務付けられています。4月の集合注射時または、お近くの動物病院で接種し、町へ届け出てください。(狂犬病予防注射済票の交付に手数料550円が必要です)

※集合注射のご案内は広報3月号に掲載する予定です。

■問い合わせ

生活衛生課 生活衛生班

☎0820(79) 1012

山口県自殺対策

フォーラム2022

■日時

3月6日(日)

午後1時30分〜3時30分

※入場無料

■場所

山口県総合保健会館
(山口市吉敷下東3丁目1-1)

■内容
・講演「自死予防のためにできること」
・講師 榎本俊哉氏(宇部フロンティア大学 准教授)

■定員

200人

■申込期限

2月25日(金)

※申し込み方法等、詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ

山口県精神保健福祉センター

☎083(902) 2672

野生のサルを見かけたら

町内において、野生のサルが目撃情報を収集しています。見かけた場合は、次のことに注意の上、農林課へご連絡ください。ご協力をお願いします。

- (1) 近づかない。(2) 目を合わせない。(3) 大きな声を出したり、驚かせたりしない。(刺激を与えらるような行動をしない)
- (4) 絶対にエサを与えない。食べ物を見せない。(※捕獲用のわな(箱かな等)を見つけた場合は、危険なため近づかないでください)

■問い合わせ

農林課 有害鳥獣対策班
☎0820(79) 1002

献血を実施します

皆さまのご協力をお願いします。

● 2月24日(木)

- ・しまとびあスカイセンター
午前9時30分～11時30分
- ・農業者健康管理センター
午後1時30分～4時

■ 3月17日(木)

- ・東和総合センター
午前9時30分～10時45分
- ・日良居庁舎
午後0時30分～1時45分
- ・たちばなケアプラザ
午後2時45分～4時

※400ml限定となります。

■ 問い合わせ

健康増進課健康づくり班
☎0820(73)5504

催し

大島うずしおフェスタ

大島うずしおフェスタを次の日程で開催します。

● 囲碁大会

- ・日時 2月20日(日)
午前10時～午後4時
- ・場所 大島文化センター
- ・出場者 大島囲碁同好会

● 生涯学習作品展

■ 開催期間

3月2日(水)～9日(水)
午前8時30分～午後5時
(3月2日のみ午後1時～)

・場所 大島文化センター

■ 内容

生涯学習グループの作品および大島地区保育園児の作品展示

● 音楽祭

■ 日時

3月5日(土)

午後1時30分～4時30分

・場所 大島文化センター

■ 内容

大正琴、詩吟、コーラス、ピアノ等の演奏

■ 問い合わせ

大島文化センター
☎0820(74)3800

火災予防優秀作品展

令和3年に募集した火災予防作品のうち金賞作品32点を展示します。

■ 期間

2月21日(月)～28日(月)

■ 場所

大島文化センター

■ 問い合わせ

柳井地区広域消防組合
☎0820(23)7774

大島図書館まつり

■ 日時

3月5日(土)

午前9時30分～正午

■ 場所

大島文化センター

■ 内容

・展示 「宮本常一の読書」～旅の巨人はどんな本を読んだのか～

宮本常一の旅を支え、知となった読書についてパネルで紹介いたします。(先着100名様)に粗品をご用意しています)

・おはなし会

午前10時～10時30分

・くじびきコーナー(先着順)

・保育園児絵画展

・赤ちゃんマップ展示

・ブックリサイクル

※不要になった本がございましたらご提供ください。(ただし、汚れ・破損が激しい本や内容によってはお取引できない場合もあります)

■ 問い合わせ

大島図書館
☎0820(74)3800



人権擁護委員の委嘱について

令和4年1月1日付けで、清木由美子さん(久賀地区・再任)、村田雅典さん(大島地区・再任)、吉川朝博さん(橘地区・新任)が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員は、地域の皆さんが人権について関心をもってもらえるように啓発活動を行うほか、法務局の人権相談所や役場・公民館など公共施設において、地域の皆さんから人権相談を受けるなどの活動を行っています。

■ 問い合わせ

山口地方法務局岩国支局
☎0827(43)1125

柳井健康福祉センター一定例保健事業

相談内容	実施日	時間
心の健康相談	3月15日(火)	13:00～14:00
思春期・ストイック相談	3月25日(金)	13:00～16:00

※相談は事前に電話予約が必要です。
☎柳井健康福祉センター ☎0820(22)3631

島のくらしをおすそわけ～春コース～を中止します

毎年、3月～5月にかけて開催していましたが、「島のくらしをおすそわけ～春コース～」を、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止させていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

☎周防大島くらし体験ネットワーク事務局(農林課内)
☎0820(79)1002

★催しや各種行事については、新型コロナウイルスの影響によっては、中止や延期の可能性もあります

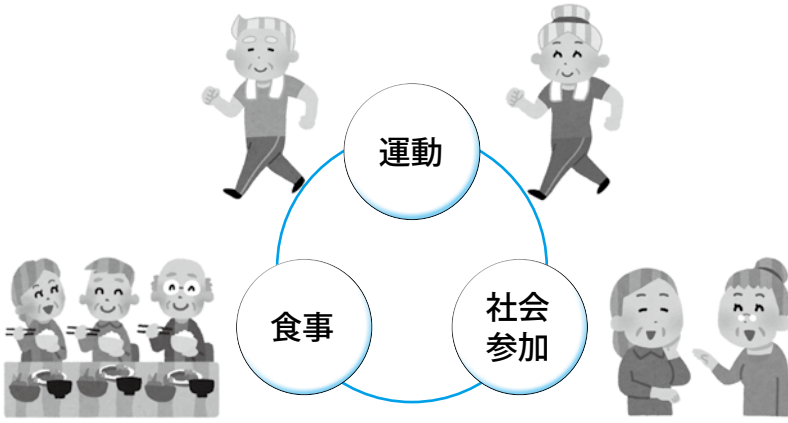
お元気でですか？

こちらは 保健師です

周防大島町保健師 弥益 奈々
 岡地域包括支援センター
 ☎ 0820 (73) 5506

元気にいきいきと生活するために (後編)

前回はフレイル予防が必要な理由やフレイルチェックをご紹介しました。今回はフレイル予防のポイントである「運動」「食事」「社会参加」についてお伝えします。



【運動】

筋肉量は20歳をピークに減り始め、70歳代には20歳代の約半分になってしまいます。また、2週間動かかないでいると7年分もの筋肉が落ちるといいう研究結果があり、毎日少しずつでも運動することが大切です。

▼ 畑仕事や掃除、買い物など日常の活動でいつもより10分多く身体を動かしましょう。

▼ 筋トレやストレッチ、ウォーキングなど自分に合った方法で、身体を動かす習慣を身につけましょう。

【食事】

高齢になると、活動量や噛む力の低下などによって1日の食事が少なくなり、筋肉量が減少したり、免疫力が低下し病気にかかりやすくなったりします。栄養バランスの良い食事を心がけ、おいしく食べるために、口の健康にも気を配りましょう。

▼ 欠食せず、1日3食きちんと食べましょう。

▼ 「たくさん」よりも「まんべんなく」！10食品のうち、1日7食品以上を目標に食べましょう。

バランスよく食べるための合言葉
 「さあにぎやかにいただく」

さかな、あぶら、
 にく、ぎゅうにゅう、
 やさい、かいそつ、(に)、いも、
 たまご、だいち、
 くだもの



▼ 毎食後に歯磨きをしましょう。また、定期的な歯科受診も大切です。

▼ □や舌を動かして、□の周りの筋肉を鍛えましょう。会話や歌、本の音読も効果的です。

【社会参加】

閉じこもった生活を続けていると、人とコミュニケーションを取る機会が少なくなり、認知機能の低下やうつ病を招きやすくなります。身近な人とのつながりを大切にして、社会との接点を失くさないことが大切です。

▼ 感染症対策を行い、1日に1度は外出しましょう。ご近所とあいさつを交わすだけでも活力が湧きます。

▼ 家族や友人との交流を続けましょう。電話やメール、手紙のやり取りも良い交流になります。

▼ 趣味活動やボランティア活動など、

楽しみながら続けられる活動を見つけてみましょう。

日々の生活の中にこの3つのポイントを取り入れ、元気でいきいきとした生活続けましょう。皆さんがいつまでも自分らしい生活を送ることができるよう願っています。

「すおうおおしま お元氣いきいき体操」を作成しました！

皆さんが住み慣れた地域で元気にいきいきと生活できるよう、東和病院リハビリテーション科の協力により、「すおうおおしま お元氣いきいき体操」を作成しました。

自宅で無理なく簡単に取り組める体操を、写真で分かりやすく紹介しています。冊子をご希望の方は地域包括支援センターまでお問い合わせください。



常設人権相談所

毎週月～金曜日 8：30～17：15（休日を除く）
 〇山口市地方方法務局岩国支局 ☎0827-43-1125

特設人権相談所

3月4日(金) 9:30～12:00（東和総合センター）
 〇福祉課 民生福祉班 ☎77-5505

休日在宅当番医 9：00～17：00

2月23日(水) 山中クリニック ☎72-0152
 2月27日(日) 橘医院 ☎77-1000
 3月6日(日) おげんきクリニック ☎74-2490
 3月13日(日) 川口医院 ☎78-0306
 3月20日(日) 橘医院 ☎77-1000

※町立病院は、年間を通して休日夜間救急医療に当直医が対応しています
 大島病院 ☎74-2580／東和病院 ☎78-0310

ちよび塩の日PR活動

2月21日(月) 10：00～12：00
 西方弘法市（神宮寺弘法堂）
 3月9日(水) 10：00～12：00
 Aコープ久賀店
 〇健康増進課 健康づくり班 ☎73-5504

育児相談

2月24日(木) 10：00～11：30
 （しまとぴあスカイセンター）

3月11日(金) 10：00～11：30（日良居庁舎）

3月15日(火) 10：00～11：30
 （久賀福祉センター）

〇子育て世代包括支援センター Ohana ☎73-5511

こころの相談会

3月3日(木) 10:00～12:00（久賀福祉センター）

〇健康増進課 健康づくり班 ☎73-5504（要予約）

認知症相談

3月3日(木) 9：00～16：00（日良居庁舎）

〇地域包括支援センター ☎73-5506

出張年金相談

毎月第3火曜日（久賀総合センター）

10：00～12：00／13：00～16：00

※要予約（予約は相談希望日の前月1日から受付）
 ※持参の必要なものがあります。詳しくはお問い合わせください。

〇岩国年金事務所 ☎0827（24）2222



「サブスクリプション」契約は
 よく理解してから！

【相談】

動画配信サービスの無料お試し利用を申し込んだ。しばらく入会したことを忘れていたが、利用していないのに毎月一定額の料金を請求されていることに気づいた。支払わなければならないのか。

【アドバイス】

サブスクリプション（サブスク）には、無料お試し期間の後、自動的に有料サービスに移行されるものがあり、サブスクはサービスの利用の有無に関係なく、解約しない限り料金が発生することを説明した。

【ワンポイント講座】

サブスクとは、定期的に料金を払うことで、その期間、商品やサービスを利用できる販売方式です。お試しのつもりで無料トライアルを申し込む場合でも、無料の期間や条件等をよく確認し、解約方法も事前に確かめておきましょう。また、サブスクの契約が継続していることに気づかず、意図せず料金を支払い続けることがないように、クレジットカードなどの明細を毎月確認するようにしましょう。

お困りの際は、柳井地区広域消費生活センター等にご相談ください。

【相談窓口】

柳井地区広域
 消費生活センター
 ☎0820-22-2125

山口県
 消費生活センター
 ☎083-924-0999

消費生活上の不安や心配を感じたら消費生活センターにご相談ください。

このコーナーはPDF版では掲載していません。

人の動き（2月1日現在）※増減は対前月比

人口	14,760人	(48人減)
男（日本人）	6,824人	<small>〈人口増減内訳：日本人〉 増：出生 0人 転入 18人 小計 18人 減：死亡 39人 転出 25人 小計 64人</small>
女（日本人）	7,836人	
外国人	100人	(2人減)
世帯数	8,543戸	(22戸減)

周防大島町交通事故発生状況 (令和3年12月末現在)

人身交通事故（前年比）		
件数	死者	傷者
13 (-6)	2 (+2)	18 (-13)
物損事故件数		
292	前年比	-10

今月の納期

【第4期分】 固定資産税
【第8期分】（普通徴収） 国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料
納期限 2月28日(月)

春季全国火災予防運動（3月1日～7日）

【全国統一防火標語】

おうち時間 家族で点検 火の始末

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

●4つの習慣

- (1)寝たばこは絶対にしない、させない。
- (2)ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- (3)こんろを使うときは火のそばを離れない。
- (4)コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

●6つの対策

- (1)火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- (2)火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- (3)火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する。
- (4)火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- (5)お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- (6)防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

■問い合わせ

柳井地区広域消防組合 ☎0820(23)7774

このコーナーはPDF版では掲載していません。